

通達甲（防. 防. 防）第7号
昭和35年7月9日

部、課、室、学校、場、隊、所長
各 方 面 本 部 長 殿
警 察 署 長

防 犯 部 長
警 備 部 長

医療費支払い無能力と認められる要保護傷病者の取扱いについて

〔沿革〕 平成7年1月 通達甲（副監. 総. 企. 組）第2号
12年2月 同第1号
28年9月 同第15号
29年3月 同第6号改正

警察官職務執行法第3条に基づき、応急の救護を要すると認められる者を病院等に搬送した場合、当該要保護傷病者のうち医療費支払い能力が無いと認められる者（以下「要保護者」という。）の取扱いについては、従来、警視庁保護取扱規程（昭和34年3月16日訓令甲第6号）第17条第4号により関係機関（東京都生活更生相談所、福祉事務所）に引き継いできたところであるが、これらの場合、関係機関および病院等に対する通知方法については特に明確な定めもなかつたため、その取扱いについて統一性を欠いていたので、このたび東京都民生局と協議の結果、本年7月9日から下記によつて取り扱うこととしたから誤りのないようにせられたい。

記

1 関係向に対する通報について

- (1) 要保護者を病院等に搬送した警察官は、別記様式の要保護傷病者送院通知書2部を作成して病院等に交付し、うち1部をもつて当該病院等を通じこれを所管する福祉事務所に通報すること。

なお、緊急配備等のやむを得ない事情により、取扱い警察官が作成するいとまのないときは、主務係員が代行すること。

- (2) 警察官から要保護者取扱いの報告を受けた保護主任者は、收容先病院等を所管する福祉事務所（昼間執務時間中は相談課、夜間執務時間外は宿直員あて）に対し、すみやかに要保護者の発見日時、場所、收容病院名および要保護者の住所、職業、氏名、年令等（不詳のときは人相、着衣、性別、推定年令等）を電話通報すること。

なお、送院通知書を交付したときは、保護取扱簿備考欄に「月 日 時、〇〇病（医）院あて送院通知書交付済み、時〇〇福祉事務所あて電話通報済み。（取扱者、

職、氏名)」と明記しておくこと。

2 取扱上の留意事項

- (1) 要保護者の病院等への収容にあたっては、やむを得ない場合を除き生活保護法指定病院等に収容するよう留意すること。
- (2) 従来、要保護者の引継ぎは、身元不明のものは東京都生活更生相談所へ、身元が判明しているものは福祉事務所に通知し措置してきたところであるが、このたび事務の簡素化を図るため、一元的に福祉事務所に引き継ぐこととしたから誤りのないようにすること。

3 その他

- (1) 要保護者の取扱いについては、各福祉事務所、地方事務所、市、支庁および東京都医師会等に対し、東京都民生局から文書をもって連絡済みである。
- (2) 要保護者の取扱いについての問合せは、生活安全総務課生活安全対策第二係にすること。
なお、福祉事務所の所在地、電話番号一覧表を添付したから参考とせられたい。